

## 非常用自家発電設備の整備により、停電時も診療機能を維持する

## 【対策】22-2 医療施設非常用自家発電設備整備対策

対策概要：病院の診療機能を3日程度維持するために非常用自家発電設備の設置等が必要な災害拠点病院等に対し、設備に要する経費の一部を支援する。

府省庁名：厚生労働省

## 【事例】医療施設非常用自家発電設備整備対策

- 実施主体：独立行政法人国立病院機構横浜医療センター（災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センターに指定）
- 実施場所：神奈川県横浜市
- 事業概要：災害時に電力源を喪失した医療機関では診療機能を維持できなくなり、災害の負傷者を早期に治療し救命することが困難になるため、停電時の診療機能を維持するために必要な自家発電装置及び自家発電装置の増設に伴う埋設型燃料タンク(2機)を整備。
- 事業費：2.7億円（うち5か年加速化対策(加速化・深化分)0.5億円）
- 効果：地震や大雨等の災害時に長期の停電が発生した場合においても、災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センターとして必要な診療機能を維持し、より多くの負傷者を救命することが見込まれる。



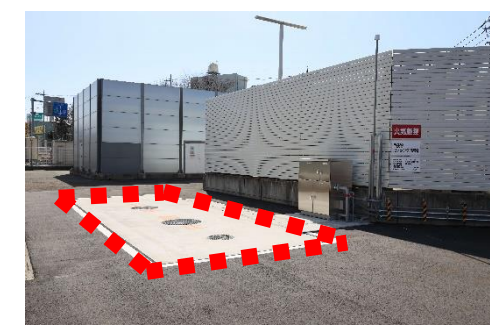
非常用自家発電設備(全景)



非常用自家発電設備(拡大)



非常用自家発電設備用埋設型燃料タンク①



非常用自家発電設備用埋設型燃料タンク②